

# パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。



正社員と同じ仕事をしているのに…  
正社員と同じように手当はもらえないの？

**その待遇の違い、説明できますか？**

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明することが必要です。

何をどう見直せばいいの？

基本給

賞与  
(ボーナス)

食堂・休憩室  
等の利用機会

各種手当

教育訓練

etc…



**不合理な待遇差について、何も対策をしない場合  
裁判で法違反と判断される可能性もあります。**

同一労働同一賃金

検索



「働き方改革推進支援センター」が  
そんなお悩みをサポートします！

▶ 裏面へ

# 京都働き方改革推進支援センター 利用してみませんか？



## 来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。

受付時間 平日9:00~17:00



## 企業への訪問相談サービス

専門家が、会社へ訪問もしくはオンラインで相談を承ります。



## 助成金の活用相談

キャリアアップ助成金を活用しての、パートタイマー、アルバイト、契約社員の待遇の相談も承ります。



## メール相談

メールでの相談も承ります。



## セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



働き方改革推進支援センター

(電話番号、メールアドレスは事業所の所在地の都道府県名をクリックしていただけますとご覧になれます。)

働き方改革推進支援センターでは、キャリアアップ助成金について「正社員化コース」や「賃金規定等改定コース」といった5種類のコースから、各企業に合わせたコースをご紹介します。

## キャリアアップ助成金とは

### 例：「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

※ すべての有期雇用労働者等の賃金規定等を改定する場合の他、雇用形態別や職種別などの区分で一部の賃金規定等を改定する場合も助成を受けられます。

＜助成額（労働者1人あたり）＞

| 賃金引上げ率<br>企業規模 | 3%以上<br>5%未満 | 5%以上     |
|----------------|--------------|----------|
|                | 5万円          | 6万5,000円 |
| 中小企業           |              |          |
| 大企業            | 3万3,000円     | 4万3,000円 |

▶ 令和4年度補正予算にて、上記の助成額に拡充を予定しています。内容については、変更となる可能性があります。

## 京都働き方改革推進支援センター

TEL 0120-417-072

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒604-8141

京都市中京区泉正寺町328 西川ビル4F

MAIL hk26@mb.langate.co.jp FAX 075-741-7863

URL <https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/kyoto/>

相談・セミナー情報詳細は、  
ホームページをご覧ください。

働き方改革 京都

Q検索

